

## 熊本地震の義援金受付について

在ポートランド領事事務所、日本赤十字社、及び熊本県庁で、下記のように義援金を受け付けておりますのでお知らせいたします。

### ●在ポートランド領事事務所宛てにチェックで送付いただく場合

チェック宛先：Consular Office of Japan in Portland

チェックのメモ欄：熊本地震支援

送付先：Consular Office of Japan in Portland

1300 SW 5<sup>th</sup> Avenue Suite 2700 Portland Oregon 97201

- ・チェックのメモ欄及び封筒の送付先末尾に「熊本地震支援」と記入してください。
- ・お受けした義援金につきましては、当事務所で取りまとめた上で日本赤十字社の義援金口座に直接寄付し、被災者の方々へ届けさせていただきます。（日本赤十字社ではなく、日本政府宛の寄付をご希望される方は、チェックのメモ欄に「日本政府宛」と記入してください）
- ・当事務所でお受けした義援金につきましては、米国税法上の寄付金控除の対象とはなりませんので、その点ご留意願います。
- ・領収書をご希望の方は、その旨を記載した書面（書式は問いません。氏名または団体名、住所、Eメールアドレスを明記）を小切手に同封してください。

### ●日本赤十字社の口座へ送金する場合

銀行名：SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION

支店名：GINZA BRANCH

口座番号：026-8372918

SWIFT Code: SMBCJPJT

銀行住所：5-8-10 Ginza, Chuo-ku, Tokyo, JAPAN

口座名：The Japanese Red Cross Society

名義者住所：1-1-3 Shiba Daimon, Minato-ku, Tokyo, JAPAN

電話番号：+81-3-3438-1311

- ・本地震に対する提供資金は、日本赤十字社において、原則として「義援金」ではなく、海外からの救援金とし活用されます。ただし、寄付者が「救援金」ではなく、「義援金」（注）として活用を望まれる場合には、送金後に日本赤十字社宛（[donation@irc.or.jp](mailto:donation@irc.or.jp)）に、「義援金」として送金した旨を、下記を明記しご連絡ください。

① 援金として送金した旨

- ② 送金者名
- ③ 金額
- ④ 送金日
- ⑤ 送金元銀行名

(注)「義援金」・・・日本赤十字社より被災した自治体に送付され、被災者等に支払われるもの。

「救援金」・・・本地震について、日本赤十字社による救援活動に使用されるもの  
・日本赤十字社では、「救援金」「義援金」のいずれについても、原則として受領証の発行は行いません。受領書を希望する場合には、送金後に日本赤十字社宛 (donation@irc.or.jp) に、下記を明記の上ご連絡ください。

- ① 領証が必要な旨
- ② 送金者名：
- ③ 金額
- ④ 送金日
- ⑤ 送金元銀行名

●熊本県庁の口座へ送金する場合（平成 28 年 6 月 15 日まで受け付けています）

[https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_15416.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15416.html)（日本語）

[http://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/2016\\_KumamotoDonation.PDF](http://www.la.us.emb-japan.go.jp/pdf/2016_KumamotoDonation.PDF)（英語）